

リトルヤンゴンプロジェクト規約

(名称)

第1条 本団体はリトルヤンゴンプロジェクトと称する。

(場所)

第2条 本団体は目的に賛同し自発的に参加する者で組織し、本部を Ruby（東京都豊島区高田3丁目8-5 セントラルワセダ 1F）に置く。

(趣旨・目的)

第3条 本団体はその活動を通じて、ミャンマールーツの子どもたちとの交流等を通し、社会に貢献することを目的とする。

(活動)

第4条 本団体は前条の目的達成のために次の活動を行う。

- ① リトルヤンゴンに関する情報の収集
- ② ミャンマーにルーツを持つ子どもたちとの交流イベント等の企画
- ③ 公開研究会、活動報告会の開催
- ④ その他、適当と認めるイベントの企画、参加

(組織)

第5条 本団体は以下の通り役員を置き、組織の健全な運営のために寄与しなければならない。

代表 1名

幹事 若干名

会計担当 若干名

また本団体では、必要に応じて顧問を置くことができる。

第6条 本団体の構成員は、前条の活動目的に反する行為を行った場合は、除名とする。

(議決)

第7条 本団体に「部会」を置き、部の企画運営に関する事項を審議・決定する。

(会計)

第8条 本団体の運営経費は、原則として部員からの部費、趣旨に賛同する個人及び団体からの援助金、ならびに本団体の企画に賛同する財団等からの助成金等を充てる。

（人権保護の義務）

第9条 本団体は活動にかかわるあらゆる人々の人権に配慮し、つねに人権保護に向けた最善の努力をしなければならない。

（その他）

第10条 この規約の改廃は、部会により承認を受けなければならない。

付則 この規約は、2024年11月27日から施行する。